

# 第10次漁業センサス結果のご利用にあたって

## 1 用語の説明

調査期日前1年間	平成9年11月1日～平成10年10月31日の期間をいいます。
漁業経営体	調査期日前1年間に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいいます。 ただし、調査期日前1年間ににおける漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人漁業経営体を除きます。
漁業従事者世帯	調査期日前1年間に生活の資としての賃金報酬を得ることを目的として、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員のいる世帯をいいます。 ただし、調査客体となる個人漁業経営体の経営主がいる世帯は、漁業従事者世帯とはしません。
経営体階層	海面漁業経営体の基本分類であり、漁業経営体が主として操業した漁業種類、使用漁船の種類及び使用漁船の合計トン数によって決定したものをいいます。
最盛期の海上作業従事者数	各漁業経営体において、調査期日前1年間に営んだすべての海面漁業を通じて最も多くの方が漁業の海上作業に従事した時の海上作業従事者数をいいます。したがって、最盛期の海上作業従事者数を合計したものは漁業従事者数の実数とはなりません。

## 2 記号の用法

「△」	マイナス
「—」	計数がない場合
「0.0」	計数が単位未満の場合
「…」	計数出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合
「X」	秘密保護上数値を公表しない場合

## 3 数値については、単位未満を四捨五入したことにより総数(計)が内訳を合算した数と一致しないことがあります。